平成２２年（フ）第２１３号
長崎県佐世保市鹿町町下歌ケ浦706番地５、旧住所長崎県佐世保市鹿町町長串569番地47
債務者　梅田　好廣
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
長崎県佐世保市吉井町橋川内287番地３
債務者　吉田　薫範
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
長崎県佐世保市矢岳町12番24号、旧住所長崎県佐世保市中里町459番地19　浦田アパート１Ｆ右
債務者　前田　良明
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
長崎県佐世保市藤原町15番６号　アンピール藤原201号
債務者　伊東　　剛
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
長崎県佐世保市吉岡町1750番地　金子アパート104号、旧住所長崎県佐世保市吉岡町90番地45
債務者　馬場　繁信
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
長崎県佐世保市吉井町直谷1257番地４
債務者　指方　重俊
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３４０号
相模原市南区上鶴間７丁目８番１―305号
債務者　菊池　直美
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３６０号
相模原市南区相模大野７丁目28番１号　レクノス６―110
債務者　杉野　　淳
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３７０号
相模原市南区相模台団地３番６―205号
債務者　伊藤　　旦
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３７７号
相模原市南区麻溝台６丁目５番16号　ドミールサトウＡ102
債務者　中村　美樹
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３９７号
相模原市中央区東淵野辺５丁目27番31号　サニーサイド白井103
債務者　新妻　理香（旧姓木嶋）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３３４号
青森市大字油川字浪返104番地１　レオパレスＳＯＲＡ103号
債務者　大石　　広
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５４号
青森市大字六枚橋字不浪知49番地３
債務者　松本　眞弓
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９６６号
東京都八王子市川口町1741番地１ニューリバーディアス201号
債務者　山本　　司
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９８８号
東京都日野市西平山５丁目38番地の15トミーハイツ101
債務者　児玉　賢二
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部